

第1号議案資料－2

会則改正（寄付手続き）

1 趣旨

平成30年度代議員会においてHPに寄付口座掲載の要望及び将来的な収入源確保の必要性に関する問題提起があり、本部事務局において同案件に関する検討を実施した。

2 現状

(1) 位置付け

会則第33条に収入の一つとして規定（寄付手続きの規定なし）

(2) 寄付受けの実績等

ア 実績（過去10年）

年 度	寄 付 者	金 額	使 途（目的）
H25年度	17期個人	1,000,000円	防大応援幟等
H27年度	29期期生会	351,049円	防大法被、太鼓等
H30年度	1期期生会	3,000,000円	保安大学校記念碑建立事業

※H29年度：1期生、26期生会から会費未納者分（逝去者含む）の振込あり

イ 処置要領

使途（目的）を明確にし、寄付（特別）会計として処置

3 検討事項

- (1) 問題点の整理
- (2) 手続きの要領
- (3) HPへの掲載要領
- (4) 会則等の変更

4 検討結果

検討事項	検討結果
問題点の整理	○法的制約等：法人税法第7条の規定により納税義務は発生しない（但し税控除対象外） ○使途（目的）：①母校の充実・発展②会員相互の親睦・交流③社会活動への寄与に集約する

	<ul style="list-style-type: none"> ○運用権限：上記目的に沿って理事会の決定により資金を運用する ○基準額の設定：基準額は設けない ○一般からの寄付受け：原則受け付けない ○実績の公表要領：年度会計報告の中で金額と件数（個人・団体別）のみを記載する ○試行期間の設定：5年の試行期間を設け実績を見極める
手続きの要領	○「振込取扱票」に所要事項を記入の上、会費等受け入れ用 <u>ゆうちょ振替口座（当座）</u> へ入金をお願いする（寄付者データ掌握のため）
HPへの掲載要領	別紙第1
会則等の変更	別紙第2

5 その他

令和元年度代議員会において審議し、令和2年4月1日からの実施を追求する。

寄付手続きのお知らせ

日頃より防衛大学校同窓会の活動に対し、ご理解とご協力を頂き、誠に有難う御座います。

さて、この度、防衛大学校同窓会では、これまで示されていなかった寄付受けの手続きを以下のように定め、会員各位からの寄付の受け皿を明確にすることと致しました。

寄付金につきましては、①母校の充実・発展、②会員相互の親睦・交流、③社会活動への寄与の3つの活動目的に沿って理事会の決定により運用させていただきます。

同趣旨にご賛同頂き、寄付を希望される個人及び団体（期生会等）の皆様は、下記に示す要領により郵便局備付けの「払込取扱票」に必要事項をご記入の上、お振込みいただきますようお願い申し上げます。また、事務局にご一報頂ければ、同票を送付させていただきますのでお気軽にご連絡下さい。

なお、一般の方々からのご寄付はご遠慮頂いておりますのでご了承下さい。

【問い合わせ先】

防衛大学校同窓会事務局

Tel&Fax : 03-6265-3416

E-mail : info@bodaidesk.com

URL : <https://www.bodaidesk.com/>

払込取扱票										通常払込料金 加入者負担		
02	口座番号									金額		
0	0	2	6	0	5	2	4	8	2	6		
加入者名 防衛大学校 同窓会										料金	特殊 取扱	
(B〇〇期陸・海・空) or (B〇〇期期生会) 他 住所： 氏名：												
おところ (郵便番号)										受付局日附印		
おなまえ										様		
(電話番号)												
裏面の注意事項をお読みください。(郵政事業庁) これより下部には何も記入しないでください。												

各票の※印欄はご依頼人において記載してください。

※ 通 信 欄

※ おなまえ

※ (電話番号)

記載事項を訂正した場合はその箇所に訂正印を押してください。

切り取らないで郵便局にお出しください。

払込金受領証									
口座番号									通常払込 料金加入 者負担
0	0	2	6	0	5				
加入者名									金額
防衛大学校 同窓会									おなまえ
									ご依頼人
									様
									受付局日附印
									料金
									特殊取扱

防衛大学校同窓会会則

第1章～第9章 (略)

第10章 会計

(収入)

第33条 収入は、次による。

- (1) 会費
- (2) 寄付金及びその他の収入

(支出)

第34条 支出は、前条の収入をもってあてる。

(会費)

第35条 会費は、次の2種類とし、その金額及び納入要領等は細則による。

- (1) 普通会費：入会時等に納入する会費
- (2) 特別会費：大規模事業等の必要時に納入する会費

(寄付金)

第36条 寄付金の納入要領等は細則による。

(会計年度)

37

~~第36条~~ 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第11章 雑則

(細則)

38

~~第37条~~ 理事会は、本会の運営に必要な細則を定めることができる。

付則

- 1 本会は、昭和36年1月26日に発足する。
- 2 本会則は、令和2年4月1日から施行する。
- 3 防衛大学校同窓会会則第2条(所在地)の改正規定は平成27年4月1日から施行する。

防衛大学校同窓会寄付金に関する細則

防衛大学校同窓会会則第36条に基づき、防衛大学校同窓会寄付金に関する細則を次のとおり定める。

(寄付受けの対象)

第1条 寄付受けの対象は、防衛大学校同窓会会員及び主に同会員で構成される団体（期生会等）とする。（その他からの寄付は原則受け付けない。）

(寄付金の納入要領)

第2条 寄付金は指定口座への振り込みを基準とし、口座及び振込要領を防衛大学校同窓会ホームページで周知する。

(寄付金の運用要領)

第3条 寄付金は、同窓会の目的に沿って理事会の決定により運用する。

付則

本細則は、令和2年4月1日から試行する。（試行期間5年）